三　大山隠岐国立公園
　公園事業の名称及び種類　位置
　駒鳥避難小屋　鳥取県東伯郡琴浦町（駒鳥）
四　霧島錦江湾国立公園
　公園事業の名称及び種類　区域
　栗野岳温泉園地　鹿児島県姶良郡湧水町（栗野岳温泉）
五　奄美群島国立公園
　公園事業の名称及び種類　路線及び区域
　大棚湯湾線道路（車道）　起点―鹿児島県大島郡大和村（大棚・国立公園境界）
　終点―鹿児島県大島郡大和村（大棚・国立公園境界）
　長雲峠園地　終点―鹿児島県大島郡宇検村（湯湾岳登山口）
六　やんばる国立公園
　公園事業の名称及び種類　路線及び区域
　辺戸岳線道路（車道）　起点―沖縄県国頭郡国頭村（宜名真園地入り口）
　終点―沖縄県国頭郡国頭村（宜名真園地）
　宜名真園地　沖縄県国頭郡国頭村（宜名真）

○環境省告示第七十五号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第九条第五項において準用する同条第一項の規定に基づき、次に掲げる国立公園に関する公園事業を廃止したので、同条第五項において準用する同条第三項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。

事業廃止書及びこれらの公園事業の位置を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十九年十月二日　環境大臣　中川　雅治

一　阿寒摩周国立公園
　公園事業の名称及び種類　区域　公示
　仁伏野営場　北海道川上郡弟子屈町仁伏　平成六年八月環境庁告示第五十三号
　仁伏舟遊場　北海道川上郡弟子屈町仁伏　昭和六十二年三月環境庁告示第二十号

○環境省告示第七十六号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第九条第五項において準用する同条第一項の規定に基づき、次に掲げる国立公園に関する公園事業を変更したので、同条第五項において準用する同条第三項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。

事業変更書及びこれらの公園事業の位置を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十九年十月二日　環境大臣　中川　雅治

一　阿寒摩周国立公園
　裏摩周線道路（車道）事業（昭和六十年一月環境庁告示第十三号により公示）の変更
　変更後の公園事業の名称及び種類　路線　区域
　裏摩周線道路（車道）　起点―北海道斜里郡清里町（清泉・国立公園境界）
　終点―北海道斜里郡清里町（裏摩周）

二　日光国立公園
　塩の湯宿舎事業（昭和六十一年一月環境庁告示第六号により公示）の変更
　変更後の公園事業の名称及び種類　区域
　塩の湯宿舎　栃木県那須塩原市（塩の湯）
　三斗小屋温泉峰の茶屋線道路（歩道）事業（昭和六十一年一月環境庁告示第六号により公示）の変更
　変更後の公園事業の名称及び種類　路線　区域
　三斗小屋温泉峰の茶屋線道路（歩道）　起点―栃木県那須塩原市（三斗小屋温泉）
　終点―栃木県那須郡那須町（峰の茶屋・歩道合流点）

三　富士箱根伊豆国立公園
　小涌谷宿舎事業（昭和五十八年三月環境庁告示第十八号により公示）の変更
　変更後の公園事業の名称及び種類　区域
　小涌谷宿舎　神奈川県足柄下郡箱根町（小涌谷）
　本栖運動場事業（平成九年二月環境庁告示第八号により公示）の変更
　変更後の公園事業の名称及び種類　区域
　本栖運動場　山梨県南都留郡富士河口湖町（本栖集団施設地区）
　本栖野営場事業（平成九年二月環境庁告示第八号により公示）の変更
　変更後の公園事業の名称及び種類　区域
　本栖野営場　山梨県南都留郡富士河口湖町（本栖集団施設地区）

四　南アルプス国立公園
　駒赤石山系縦走線道路（歩道）事業（平成十年八月環境庁告示第六十号により公示）の変更
　変更後の公園事業の名称及び種類　路線
　駒赤石山系縦走線道路（歩道）　起点―山梨県北杜市（国立公園境界）
　終点―静岡県榛原郡川根本町（国立公園境界）

五　上信越高原国立公園
　鬼押出園地事業（平成二十年十月環境省告示第七十三号により公示）の変更
　変更後の公園事業の名称及び種類　区域
　鬼押出園地　群馬県吾妻郡嬬恋村（鬼押出）
　浅間高原園地事業（平成二十年十月環境省告示第七十二号により公示）の変更
　変更後の公園事業の名称及び種類　区域
　浅間高原園地　群馬県吾妻郡長野原町（浅間高原）

六　霧島錦江湾国立公園
　夷守台大幡池線道路（歩道）事業（平成二十五年八月環境省告示第七十四号により公示）の変更
　変更後の公園事業の名称及び種類　路線
　夷守台大幡池線道路（歩道）　起点―宮崎県小林市（夷守台）
　起点―宮崎県小林市（夷守台）
　終点―宮崎県小林市（大幡池・歩道合流点）

○関東地方整備局告示第二百四十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十月二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十月二日　関東地方整備局長　泊　宏

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十七号	前橋市富田町一一三五番二から同市上泉町字唐堀二七九四番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局高崎河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年十月二日

○北陸地方整備局告示第七十四号

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第十六条の規定に基づき、平成二十九年十月一日付けをもって次のように工場において製造される浄化槽の型式の認定を更新したので、同法第十九条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十九年十月二日　北陸地方整備局長　小俣　篤